令和5年度 第1回南丹市いじめ問題対策連絡協議会 会議録

日時 令和 5年10月 4日(水) 午後7時00分から 場所 南丹市役所 301会議室

・いじめ問題対策連絡協議会委員

岡島賢峰委員、大石葉子委員、井上馨委員、湯浅宗一委員、長野建一委員、 西岡恭子委員、塩貝潔子委員、野々口二三男委員、朝倉幸平委員、西岡典子委員、 奥村恭子委員、中村裕予委員、松村謙一委員、義永直巳委員、田村道春委員、 梅原伸雄委員、矢田浩一委員

(欠席委員:栗原幸一委員、人見和夫委員、前田好久委員)

事務局

前原正明 市民部長、柴田裕子 教育次長、谷口 梯 福祉保健部子育て支援課長、 山田真美 教育委員会学校教育課長、小久保美紀子 学校教育課総括指導主事、 川勝美穂子 教育委員会社会教育課長、浅田妙子 市民部人権政策課長、 大塚道昭 人権政策課課長補佐、片山敏哉 人権政策課人権相談員

- 1 開 会
- 2 委嘱状の交付 南丹市 PTA 連絡協議会より選出の大石葉子氏と南丹警察署より選出の田村道春氏に委嘱状を交付。
- 3 あいさつ [岡島会長]

今年度第1回目のいじめ問題対策連絡協議会となった。今回も事務局や各機関からいじめ問題に関する取組等の報告がある。1年間色々とお世話になるかと思うが、よろしくお願いしたい。

4 副会長の選任

※事務局一任

南丹市 PTA 連絡協議会より選出の大石委員が副会長に承認される。

※南丹市いじめ問題対策連絡協議会等条例について [資料1により事務局が説明]

- 5 報告事項
 - 1) 南丹市いじめ問題基本方針「資料2により事務局が概要説明]
 - 2) 令和4年度いじめ調査の概要について「資料3により事務局が報告]
 - ・いじめの調査:令和4年度に3回(学期に1回ずつ)実施した。
 - ・いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条から)
 - : 言葉による暴言や身体的な暴力以外にも対象児童生徒が心身に苦痛があると感じているもの。
 - ・小学校 認知件数74件のうち未解消29件について 令和5年7月の実施の調査では解消28件、見守り1件であった(解消率98.6%)。
 - ・中学校 認知件数26件のうち未解消9件について 令和5年7月の調査では9件全てが解消した。 ⇒小中学校ともに、令和3年度よりも解消率は上昇した。

いじめは、学校内だけではなく家庭あるいは学校外においても発生することも多分にあることから 大変発見しにくい。生徒との信頼関係に基づく広い情報収集や保護者への啓発や協力を求めるなど、 家庭と一体になった取組みが必要であると認識し、各小中学校に指示している。今後も丁寧な見取り をしていく。

(委員から質問)

委員:小学校の認知件数が前年度と比して令和4年度に13件増加した要因は。

事務局:近年、いじめの定義が変わり、それに沿って丁寧に見取りを行い児童生徒が心身に苦痛を感じている微妙な所についてもカウントした結果、増加したと考える。また、見守り件数が増えているのは、3学期の調査からいじめはなく心身の苦痛もないけれども、なくなるまで(解消となるまでの期間)3か月が経過していないので見守りとしてカウントしているものも含むため(令和5年度の第1回調査ではほとんどが解消している)。

委 員:グラフ中、横棒グラフの○囲みの数値は何を表しているか。

事務局:○囲み数値は選択した児童生徒数。複数回答があるので合計しても認知件数とは異なる。

6 京都府警察及び南丹警察署の取組[資料4により田村委員から報告]

○被害少年の立場に立った対応

警察としては、学校におけるいじめ問題についていじめ事案の対応を的確に行うため、 平素は学校 や教育委員会等の関係機関と連携を図りながら、いじめに関する相談対応などあらゆる警察活動を通じて早期把握に努めている。

被害少年の生命や身体の安全が現に脅かされているような、重大事案及びこれに発展する恐れが高い事案については、迅速に捜査に着手するとともに、学校等に被害衝動の保護のため必要な措置を要請するなど、被害の深刻化の防止を図っている。

重大ないじめにあたらない事案であっても、被害証明またはその保護者が犯罪行為として取り扱ってほしいと求めがある時には、その内容が明確な虚偽、著しく合理性を欠くものである場合を除き、学校等と緊密に連携し被害少年の立場に立った捜査を展開している。

その他のいじめ事案(重大ないじめにはあたらない軽いいじめ)については、被害少年またはその 保護者の同意を得たうえで学校等に連絡して、必要に応じ加害少年への注意やその保護者に対する助 言・指導等の対応を行っている。

南丹署としてのいじめ問題の対応については、ここ1年半はいじめ問題等の取扱は無かったが、学校で先生に訴えたが聞いてくれないという保護者から相談はあった。その場合、学校等に連絡を取って、本当に無視してるような状況があるのかどうか、事実であれば警察に加害少年を招致し、口頭で注意指導などの対応をとっている。

○スクールサポーターを中心とした学校や関係機関との連携

いじめ防止対策推進法にかかる警察の対応について、趣旨・目的等に沿って学校や教育委員会と連携し、スクールサポーター等を連絡協議会に参加させるなど、日頃から情報共有できる体制の構築に努めている。スクールサポーターとは警察を退職した警察OBであり、各警察署に配置している。小・中学校に出向きいじめ防止やネットトラブルの対策、防犯訓練などについて、スクールサポーターが窓口となって進めている。

小・中学校に近い存在であるのがこのスクールサポーターであり、これを窓口として学校の方から

警察に情報がもたらされていることも多々ある。警察と学校等の繋ぎ役となっている。

○少年相談活動状況について

令和4年中の少年相談総件数は797件(前年比527件減)でこのうちいじめ事案は19件。そのうち少年からものは2件で、ほとんどの相談主は保護者であった。

令和5年8月末現在では724件の相談があり、そのうちいじめ事案の相談は28件で前年比16件増。うち少年からは3件で少年自身から相談に来ることは少ない。ハードルが高いのかなと感じる。いじめを原因とする少年の自殺については幸い無かった。いじめにする事件検挙については、令和4年中は、検挙補導件数4名、検挙補導人数5名、被害者数4名であり、その内容は暴行、障害のほか、モノを取られたなどの窃盗などだった。

○いじめ防止対策について

いじめ防止の取組としては、スクールサポーターを非行防止教室に派遣し、いじめの特徴や仕組み、 事例などを紙芝居やパワーポイントを使い児童生徒に直接訴え考えさせる取組を展開している。 今後も対象学年に合わせた分かりやすい内容でいじめ防止への取組を進めていく。

(質疑応答)

- Q: 南丹署スクールサポーターの人数は。
- A: 現在1名
- Q:直接警察に相談されるのは学校に相談できないからなのか。
- A: 実感としては、学校に相談しているが意に沿った対応をしてもらえないので警察に相談に来ていると思う。学校にプレッシャーをかけるために警察に相談されるのではないか。

7 その他

- 1) いじめ問題等に係る各関係機関の取組
 - ○京都地方法務局園部支局 [資料5により松村委員から報告]
 - ・法務局及び人権擁護委員(法務省の人権擁護機関)での3つの取組
 - ①相談窓口の開設(子供の人権相談や SNS での相談、外国人相談ダイヤルなど)
 - ②人権侵犯事件の調査救済
 - ③人権啓発活動(携帯電話会社と連携した人権教室、人権の花運動など)
 - ○京都府家庭支援総合センター「義永委員から報告〕
 - ・家庭での問題(虐待、DV、少年非行立ち直り支援、引きこもりなど)に対応する相談機能を有する。
 - ・児童虐待のなかで親から支配されてきた子どもは学校等で支配側に回る。加害者が被害者になる場合が多い。自分自身の経験が疎かにされてきたので、自分の存在価値を見出そうとする行為。なぜそうなってしまったのか、親御さんと振り返ることで対応している。
 - ・京都府でも児童虐待件数は年々増加しており半数以上は警察からの通告である。
- 2) 次回連絡協議会の開催時期

令和6年3月を予定している。

8 閉会[大石副会長]

自分にも子どもがおりテレビなどでのいじめのニュースには胸が痛む。このように多くの方々がいじめ問題に向き合っておられることを知って心強く思う。